

介護職員処遇改善支援補助金に係る事業所における注意点

- 1 2月分から基本給又は毎月支払われる手当（通勤手当、扶養手当等以外の手当）の引き上げ（以下、「賃金改善」という。）が望ましいと考えます。

【理由】

- ① 補助金は、現在、社会保障審議会介護給付費分科会で検討されている新加算制度の前倒し事業であることを考慮し、2月以降に行った賃金改善が10月以降も維持又はより賃金改善されることが必要と思われるため、平準化することが望ましいと考えます。
- ② 2月分及び3月分を一時金で支払うと、4月分～9月分の6か月間の介護職員処遇改善支援補助金（以下、「補助金」という。）で、全体8か月分の2/3の額の賃金改善を行うこととなります。

（介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（令和4年1月31日）問6参照）

<例>

毎月10万円の補助金が交付される事業所の場合、全体で80万円の補助金が交付されることとなりますが、2月分及び3月分の20万円を一時金で支払うと、4月分から9月分の補助金60万円で、全体の80万円の2/3の53.4万円を賃金改善に充てる必要があり、残額6.6万円で賞与や法定福利費等を賄う必要があります。

- 2 補助金は、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算とは別に賃金改善を行うことが必須です。また、補助金を法定福利費に充てる場合も、補助金で賃金改善した分のみとなります。

（介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（令和4年1月31日）問8参照）

- 3 介護職員と介護職員以外との賃金改善の配分にあたっては、補助金が介護職員の処遇改善を目的としたものであることを踏まえ、配分方法を検討してください。

（介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（令和4年1月31日）問12参照）

- 4 「介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告」については、1の考えに基づき、令和4年2月末日までに提出することが望ましいと考えます。

なお、2月分及び3月分を3月に一時金として支給する場合は、3月末日までに

提出しても差し支えありません。

(介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A (令和4年1月31日) 問19 参照)

- 5 本補助金は、国民健康保険連合会から介護報酬の振込みがされる口座へ交付します。(予定)

ただし、介護報酬の受け取りに関して、債権譲渡をしている場合、補助金は国民健康保険連合会を通じて支払うことができないため、後日、振込み口座を報告していただきます。

報告の時期・様式等については、後日、ホームページ等で案内します。

(介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A (令和4年1月31日) 問24 参照)